



出津教会堂（長崎市）

第1章 景観に配慮した公共事業事例集とは

## 1 目的

土木施設や公共建築物を建設する事業は、その位置や規模、内容などにより、地域の景観や環境に大きな影響を与える可能性があります。

そのため、長崎県では、平成15年の「長崎県美しいまちづくり推進条例」（平成23年に「長崎県美しい景観形成推進条例」に移行）の施行に伴い、公共事業に対するデザイン支援制度を立ち上げ、運用に当たってきました。

この制度は、一定の要件に該当する事業を対象として、関係分野の専門家で構成する組織がデザイン面の助言を行うものですが、取組の開始から10年以上が経過し、他の模範となり得る事業が続々と完了しています。

本書は、これらを始めとする県内外の事例を取りまとめ、公共事業関係者に広く紹介することにより、デザインに対する自発的な配慮を促し、各地域における魅力ある景観形成や豊かな生活環境の創造に寄与しようとするものです。

## 2 位置づけ

本事例集は、長崎県が定めた「長崎県美しい景観形成計画」、「世界遺産登録に向けた公共事業のあり方ガイドライン」並びに各市町の景観計画と整合するとともに、これらの自治体が公共事業を実施する際のデザイン検討に関する参考書となります。

## 3 使い方

○デザイン検討の参考書として活用する

デザインの自由度が低い事業（例えば、砂防えん堤の建設事業、急傾斜地の崩壊対策事業、農業用ため池の整備事業など）や、「景観上特に重要な区域」以外で実施する事業については、専門家組織（長崎県公共事業等デザイン支援会議）からの助言に代え、本事例集を参考として検討を進めます。

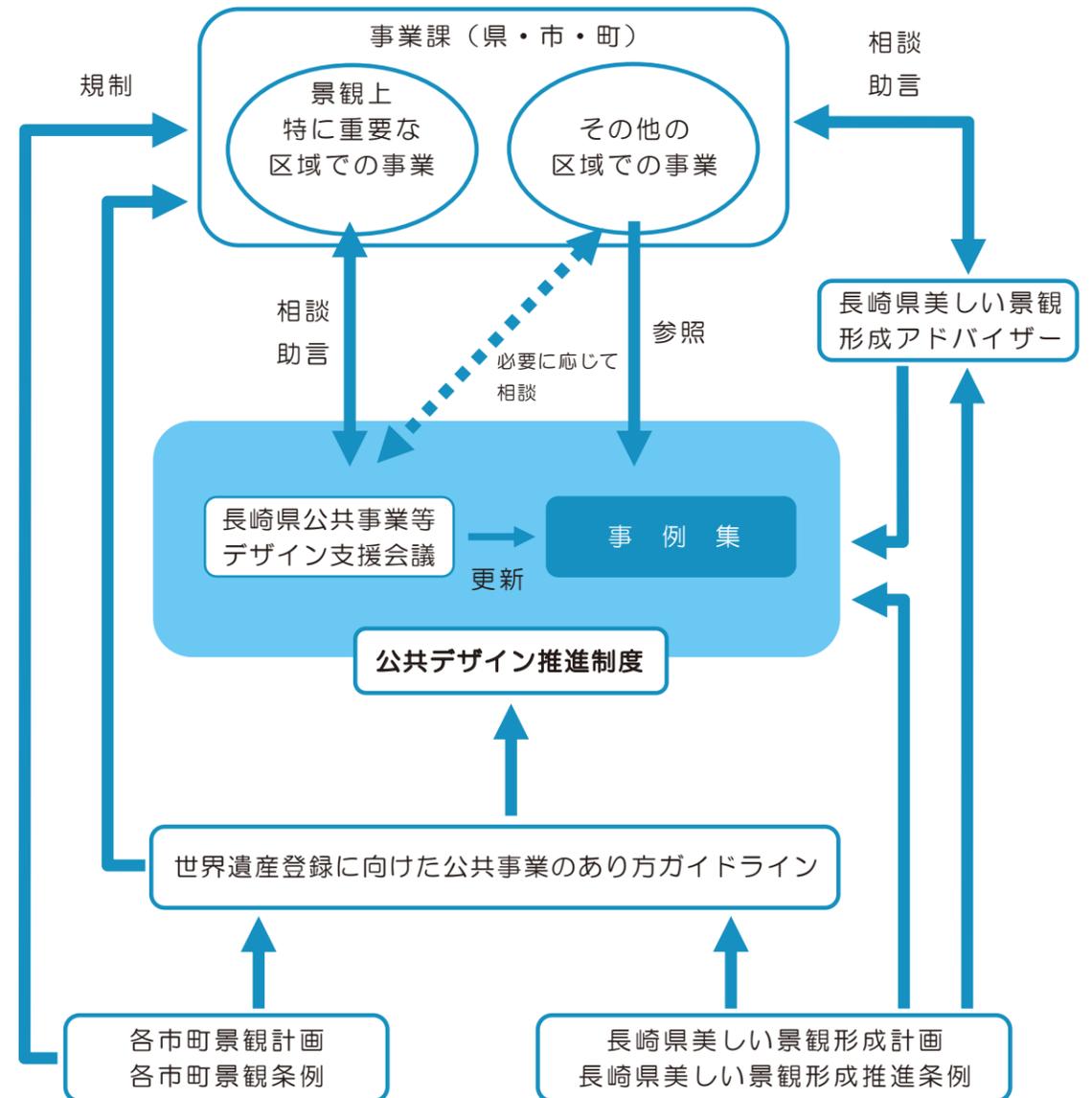
○特に重要な区域では、デザイン支援会議での検討を行う

世界文化遺産の登録候補である「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」のコアゾーン及びバッファゾーン、市町の景観計画で定めた重点地区など、景観上特に重要な区域（P71に記載）で実施する事業については、「長崎県公共事業等デザイン支援会議」において検討し、専門家による助言を行います。

○必要に応じて改訂する

今後、良好な景観や環境を形成するうえで他の模範となり得る新たな事業が完了し、デザインに関するノウハウをさらに蓄積できた場合は、本事例集に追加し、広く紹介していきます。

### ◆事例集の位置づけ



### 4 掲載事業の位置図

